

第5節 防衛装備・技術協力

わが国は、自国の安全保障、平和貢献・国際協力の推進及び防衛生産・技術基盤の維持・強化に資するよう、防衛装備移転三原則に基づき、諸外国との防衛装備・技術協力を推進している。引き

続き、相手国のニーズなどの情報収集の強化、装備品の維持整備への支援も含めた協力、官民一体の連携体制の強化などを通じて効果的な防衛装備・技術協力を実現していく。

1 防衛装備移転三原則

1 防衛装備移転三原則の策定趣旨

わが国は、これまで武器などの輸出については、武器輸出三原則などによって慎重に対処してきた。一方、弾道ミサイル防衛(BMD)に関する日米共同開発などへの国内企業の参画などについては、同原則などによらないこととする措置を個別にとってきた¹。

こうした中、14(平成26)年4月に国家安全保障戦略に基づき、防衛装備の海外移転に関して武器輸出三原則などに代わる新たな原則として、「防衛装備移転三原則²」及びその運用指針を策定し、防衛装備の海外移転にかかる具体的な基準や手続、歯止めについて明確化した。

Q参照 資料62(防衛装備移転三原則)

わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合、又は③紛争当事国への移転となる場合とに明確化した。

Q参照 図表Ⅳ-2-5-1(第一原則「移転を禁止する場合」)

(2) 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開(第二原則)

移転を認め得る場合を、①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、又は②わが国の安全保障に資する場合などに限定し、透明性を確保しつつ、仕向先及び最終需要者の適切性や安全保障上の懸念の程度を厳格に審査することとした。また、重要な案件については国家安全保障会議で審議し、あわせて情報の公開を図ることとした。

Q参照 図表Ⅳ-2-5-2(第二原則「移転を認め得る場合の限定」)

2 防衛装備移転三原則の内容

(1) 移転を禁止する場合の明確化(第一原則)

防衛装備の海外への移転を禁止する場合を、①

(3) 目的外使用及び第三国移転にかかる適正管理の確保(第三原則)

防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確

図表Ⅳ-2-5-1 第一原則「移転を禁止する場合」

場合	具体的事例
①わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合	化学兵器禁止条約、クラスター弾に関する条約、対人地雷禁止条約、武器貿易条約など
②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合	安保理決議第1718号(北朝鮮の核問題) など
③紛争当事国への移転となる場合	武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国

1 11(平成23)年12月、「防衛装備品などの海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話により、①平和貢献・国際協力に伴う案件と②わが国の安全保障に資する防衛装備品などの国際共同開発・生産に関する案件については、厳格な管理を前提に、武器輸出三原則などの例外化措置が講じられた。

2 「防衛装備移転三原則」の名称は、例えば、自衛隊が携行するブルドーザなどの被災国などへの供与にみられるように、移転の対象となり得るものが、平和貢献・国際協力にも資するものであることなどから「防衛装備」の文言が適当であり、また、貨物の移転に加えて技術の提供が含まれることから「輸出」ではなく「移転」としたものである。

図表Ⅳ-2-5-2 第二原則「移転を認め得る場合の限定」

場合	具体的事例
①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合	<p>平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転として次に掲げるもの(平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 移転先が外国政府である場合 ● 移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関である場合
②わが国の安全保障に資する場合	<p>わが国の安全保障に資する海外移転として次に掲げるもの(わが国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 米国をはじめわが国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転 ● 米国をはじめわが国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく物品又は役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転 ・ 米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供 ・ 米国からのライセンス生産品にかかる部品や役務の提供、米軍への修理などの役務提供 ・ わが国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海にかかる協力に関する防衛装備の海外移転 ● 自衛隊を含む政府機関(以下「自衛隊など」という。)の活動(自衛隊などの活動に関する外国政府または民間団体などの活動を含む。以下同じ。)又は邦人の安全確保のために必要な海外移転であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊などの活動にかかる、装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送及び技術情報の提供(要修理品を良品と交換する場合を含む。) ・ 公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出 ・ 危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出
③わが国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤送品の返送 ・ 返送を前提とする見本品の輸出 ・ 海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等

保される場合に限定し、原則として目的外使用及び第三国移転についてわが国の事前同意を相手国政府に義務付けることとした。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品などを融通し合う国際的なシステ

ムに参加する場合、部品などをライセンス元に納入する場合などにおいては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とした。

2 米国との防衛装備・技術協力関係の深化

1 共同研究・開発など

わが国は、米国との間で、1992(平成4)年以降、23件の共同研究と1件の共同開発を実施している。現在は、5件の共同研究(①高速多胴船の最適化、②部隊運用におけるジェット燃料及び騒音への曝露^{ばくろ}の比較、③化学剤^{ていしよく}呈色反応識別装置、④高耐熱性ケース技術、⑤次世代水陸両用技術に係る共同研究)を実施している。また、14(平成26)年7月以降、ペトリオットPAC-2の部品、イーグス・システムに係るソフトウェア及び部品等、並びにF-15及びF-16に搭載されているF100エンジン部品の米国への移転について、国家安全保障会議において、海外移転を認め得る案件に該当することを確認している。

Q 参照 Ⅲ部1章2節2項2(2)(米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力)
資料28(日米共同研究・開発プロジェクト)

2 日米共通装備品の生産・維持整備

(1) F-35A生産への国内企業の製造参画及び整備拠点の設置

わが国は、11(平成23)年12月、F-35A戦闘機をF-4戦闘機の後継機である次期戦闘機とし、平成24(2012)年度以降、42機取得すること、一部の完成機輸入を除き国内企業が製造に参画することなどを決定した。これを踏まえ、わが国は、平成25(2013)年度以降のF-35A戦闘機の取得に際して、国内企業の製造参画を図り、これまで、

機体及びエンジンの最終組立・検査 (FACO) やエンジン部品の一部 (19品目)、レーダー部品の一部 (7品目) 及び電子光学分配開口システム (EODAS)³ 部品の一部 (3品目) の製造参画の取組を行ってきた。

一方で、厳しい財政状況の中、わが国の防衛力の強化を効率的に図るためには、防衛装備品の価格の低減は重要であり、国内企業が製造に参画することを前提にした機体価格と完成機輸入の場合の価格を比較した結果、完成機輸入の場合の方がより安価な取得方法であったことから、必要な機数を速やかに取得するとの観点を踏まえ、令和元 (2019) 年度以降のF-35A戦闘機の取得は、完成機輸入によることとした⁴。

これまで国内企業がF-35A戦闘機の製造などに参画してきたことは、その運用・整備基盤の確保や最先端の戦闘機技術・ノウハウに接することによる戦闘機関連の技術基盤の維持・育成・高度化が図られてきていることから、意義のあるものであったと考えている。

米国政府は、F-35戦闘機について全世界的な運用が予想される中、北米・欧州・アジア太平洋地域において機体・エンジンを中心とした整備拠点 (リージョナル・デポ) の設置を構想している。14 (平成26) 年12月、米国政府は、アジア太平洋地域におけるF-35の整備拠点について、①機体の整備拠点については、18 (平成30) 年初期までにわが国及びオーストラリアに設置すること⁵、②エンジンの整備拠点については、18 (平成30) 年初期までにオーストラリアに設置し、追加的な所要に対応するため3~5年後にわが国にも設置すること⁶を決定した旨を公表した。

現在、機体の整備拠点については、航空自衛隊のF-35A戦闘機に、機体の不具合などにより自衛隊の整備部隊の能力を超える整備の必要が生じた場

合に対応できるよう能力を整備している。また、19 (平成31) 年2月、米国政府は、F-35構成品のうち、一部のアビオニクス部品の太平洋地域における整備拠点を、整備の所要に応じて25 (令和7) 年以降に日本に設置すること⁷を決定した旨を公表した。

機体及びエンジンなどの整備拠点を国内に設置し、アジア太平洋地域での維持整備に貢献することは、わが国のF-35A戦闘機の運用支援体制を確保するとともに、国内の防衛産業基盤の維持、日米同盟の強化及びアジア太平洋地域における装備協力の深化といった観点から、有意義である。

(2) 日米オスプレイの共通整備基盤の確立に向けた取組

米海軍は、普天間飛行場に配備されている米海兵隊オスプレイの定期機体整備を17 (平成29) 年頃から開始するため、その整備企業を選定する入札を行い、15 (平成27) 年10月、富士重工業株式会社⁸を選定した。17 (平成29) 年2月から、陸自木更津駐屯地において定期機体整備が実施され、19 (平成31) 年3月には、1機目の整備が完了し、米側へ引き渡された。

防衛省としては、①陸自オスプレイ (V-22)⁹の円滑な導入、②日米安保体制の円滑かつ効果的な運用、③整備の効率化の観点から、木更津駐屯地の格納庫を整備企業に使用させ、米海兵隊オスプレイの整備とともに、将来のV-22の整備を同駐屯地で実施することにより、日米オスプレイの共通の整備基盤を確立していくこととしている。木更津駐屯地での共通の整備基盤の確立は、新ガイドラインに掲げる「共通装備品の修理及び整備の基盤の強化」の実現と沖縄の負担軽減に資するものとして、極めて有意義である。

3 電子光学分配開口システム。一つの機体に6か所内蔵することにより全方位を認識することができる最先端赤外線センサーであり、ミサイル検出及び追尾などが可能になる。

4 取得方法については、今後のF-35A戦闘機の製造状況を踏まえ、より安価な手段がある場合は、これを適切に見直すこととしている。

5 日本における機体のリージョナル・デポは、三菱重工業株式会社 (愛知県：小牧南工場) を予定

6 日本におけるエンジンのリージョナル・デポは、株式会社IHI (東京都：瑞穂工場) を予定

7 日本におけるアビオニクス部品の整備拠点は、三菱電機株式会社 (神奈川県：鎌倉製作所) を予定

8 17 (平成29) 年4月1日に、株式会社SUBARUに社名を変更

9 陸自では、CH-47JA輸送ヘリコプターの輸送能力を巡航速度や航続距離などの観点から補充・強化し得るティルト・ローター機 (オスプレイ (V-22)) を17機導入することとし、佐賀空港における施設整備が完了するまでの一時的な処置として、19 (平成31) 年3月から20 (令和2) 年5月までの間、陸自オスプレイ5機などを用いて、米国においてパイロット及び整備員などの教育訓練を実施している。

3 新たな防衛装備・技術協力の構築

1 欧州主要国との防衛装備・技術協力など

競争力のある防衛産業を擁する欧州主要国との防衛装備・技術協力は、これらの国々との安全保障・防衛協力の強化及びわが国の防衛産業基盤の維持・強化に資するものであることから、その関係の構築・深化を図っている。

(1) 英国

英国との間では、13（平成25）年7月、日英防衛装備品・技術移転協定¹⁰を締結し、同月、米国以外の国とは初めてとなる化学・生物防護技術にかかる共同研究を開始し、本共同研究は17（平成29）年7月に成功裏に完了した。

また、14（平成26）年11月には、「共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る日英共同研究」（平成30年3月終了）、16（平成28）年7月には「人員脆弱性評価に係る共同研究」、18（平成30）年2月には「ジェットエンジンの認証プロセスに係る共同研究」、同年3月には、「次世代RFセンサシステムの実現可能性に係る共同研究」、18（平成30）年12月には、「共同による新たな空対空ミサイルの実証に係る日英共同研究」をそれぞれ開始した。

さらに、「将来戦闘機における英国との協力の可能性に係る日英共同スタディ」を実施するなど、日英がそれぞれ検討を進める将来戦闘機及び将来戦闘航空システム（FCAS¹¹）に関する情報交換を行い、将来の共同事業の可能性について意見交換を実施している。

また、英国との間では、日英防衛装備・技術協力運営委員会を14（平成26）年7月に初開催し、定期的に協議を行っている。

Q 参照 Ⅲ部3章1節2項5（1）（英国）

(2) フランス

フランスとの間では、14（平成26）年1月、防衛装備品協力及び輸出管理措置に関する委員会をそれぞれ設置し、15（平成27）年3月には、日仏防衛装備品・技術移転協定¹²に署名した。また、18（平成30）年1月の第4回日仏「2+2」においては、次世代機雷探知技術に関する協力の早期開始を確認し、同年6月、次世代機雷探知技術に係る共同研究を開始した。

また、17（平成29）年6月の「パリ・エアショー2017」に海自P-1哨戒機が参加するとともに、防衛装備庁が初めてP-1哨戒機関連のブースを出展した。19（令和元）年6月の「パリ・エアショー2019」には海自P-1哨戒機及び空自C-2輸送機が参加した。

Q 参照 Ⅲ部3章1節2項5（2）（フランス）

(3) ドイツ

ドイツとの間では、17（平成29）年7月、日独防衛装備品・技術移転協定¹³の署名が行われた。

また、18（平成30）年4月の「ベルリン・エアショー2018」に海自P-1哨戒機が参加するとともに、防衛装備庁がP-1哨戒機関連のブースを出展した。

Q 参照 Ⅲ部3章1節2項5（6）（その他の欧州諸国）

(4) イタリア

イタリアとの間では、17（平成29）年5月、日伊防衛装備品・技術移転協定¹⁴の署名が行われた。19（平成31）年1月には、欧州で初となる「日伊・官民防衛産業フォーラム」を開催し、さらに日伊防衛装備・技術協力に関する課長級協議の枠組みを設置した。

Q 参照 Ⅲ部3章1節2項5（6）（その他の欧州諸国）

¹⁰ 正式名称：防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定

¹¹ 英国における戦闘機を含む将来の戦闘航空システム体系全体の総称

¹² 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

¹³ 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

¹⁴ 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

2 アジア太平洋地域の友好国との防衛装備・技術協力など

アジア太平洋地域の友好国との間では、わが国との防衛装備・技術協力に関する関心や期待が寄せられており、関係構築を積極的に図っている。

(1) オーストラリア

オーストラリアとの間では、14（平成26）年7月、日豪防衛装備品・技術移転協定¹⁵の署名が行われた。

また、14（平成26）年10月の日豪防衛相会談においては、①F-35プログラムに関する潜在的な協力の機会の検討、②取得改革にかかるオーストラリア装備庁との対話、③オーストラリア側からの要請を受け、オーストラリアの将来潜水艦プログラムに関する日本の協力の可能性についての検討、④オーストラリア国防科学技術機関との防衛技術交流（船舶の流体力学分野、技術者交流）、⑤防衛産業間対話を含む多面的な協力について検討を進めていくこととした。その後、15（平成27）年12月からは船舶の流体力学分野に係る共同研究を開始した。また、将来潜水艦プログラムについては、15（平成27）年11月、わが国は将来潜水艦プログラムへの協力に関する検討結果を提出したものの、16（平成28）年4月、オーストラリア政府は、将来潜水艦プログラムにおけるパートナーは、フランス企業に決定したと発表した。

オーストラリアとの間では、日豪防衛装備・技術協力共同運営委員会を17（平成29）年10月に初開催し、今後、日豪間で防衛装備・技術協力をさらに推進していくための方策などについて意見交換を実施した。また、19（令和元）年6月には第2回目を開催し、両国間でさらなる検討を行った。

18（平成30）年3月には、防衛装備庁・豪国防省共催で「日豪・官民防衛産業フォーラム」を開催した。また、19（平成31）年2月、オーストラリアで開催されたアバロン国際航空ショーに空自C-2輸送機を参加させ、わが国の技術力を発信す



アバロン国際航空ショーで飛行展示を行う空自C-2輸送機
（19（平成31）年2月）

るなど、日豪両国の防衛装備・技術協力の進展を図っている。

Q 参照 Ⅲ部3章1節2項1（オーストラリア）

(2) インド

インドとの防衛装備・技術協力は、日印の特別な戦略的グローバル・パートナーシップに基づく重要な協力分野と位置付けられており、15（平成27）年12月の日印首脳会談において日印防衛装備品・技術移転協定¹⁶の署名が行われた。また、US-2救難飛行艇については引き続き、二国間の協力に向けた議論が継続している。

また、US-2以外についても、これまでに計4回の防衛装備・技術協力に関する事務レベル協議を開催するなど、デュアル・ユースを含む防衛装備・技術協力案件の形成に向け協議を実施してきており、17（平成29）年9月の日印防衛相会談での研究協力に向けた協議開始の合意を踏まえ、18（平成30）年7月には、「UGV¹⁷/ロボティクスのための画像による位置推定技術に係る共同研究」を開始した。

さらに、17（平成29）年9月に開催された「日印・官民防衛産業フォーラム」のフォローアップとして、18（平成30）年8月、日本の防衛産業がインド国防産業を訪問した。19（平成31）年2月には同国とは2回目となる「日印・官民防衛産業フォーラム」を開催するなど、日印両国の防衛装

¹⁵ 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

¹⁶ 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定

¹⁷ UGV（Unmanned Ground Vehicle）とは、陸上無人車両のことを指す。

備・技術協力に関する議論が進展している。

Q 参照 Ⅲ部3章1節2項2 (インドなど)

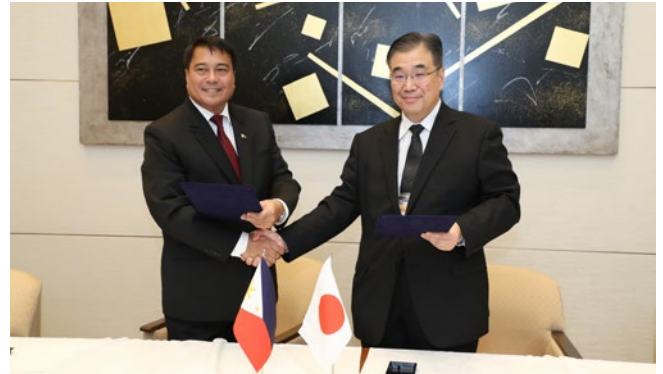
(3) ASEAN 諸国

ASEAN 諸国との間では、日ASEAN 防衛当局次官級会合などを通じて、人道支援・災害救援や海洋安全保障など、非伝統的安全保障分野における防衛装備・技術協力について意見交換がなされており、参加国からは、これらの課題に効果的に対処するため、わが国からの協力を期待が示されている。16 (平成28) 年11月の日ASEAN 防衛担当大臣会合の際にわが国が表明した「ビエンチャン・ビジョン」において、ASEAN 諸国との防衛装備・技術協力に関しては、①装備品・技術移転、②人材育成、③防衛産業に関するセミナーなどの開催を3つの柱として進めることとしている。

具体的な取組として、フィリピンとの間では、同年9月の日比首脳会談において、フィリピン海軍への海自TC-90練習機の移転などについて正式に合意され、同年11月から18 (平成30) 年3月まで、フィリピン海軍パイロットに対する操縦訓練を海自徳島航空基地で行った。また、17 (平成29) 年4月以降、フィリピンにわが国の整備企業の要員を派遣し、維持整備の支援を実施している。さらに、同年3月には、2機のTC-90を、18 (平成30) 年3月には、残り3機のTC-90をフィリピン海軍へ引き渡した。

また、フィリピンからの申出を踏まえ、同年6月の日比防衛相会談において、自衛隊で不用となった多用途ヘリコプターUH-1Hの部品などを無償譲渡することを確認し、同年11月、移転に係る防衛当局間の取決めに署名のうえ、19 (平成31) 年3月、一部の部品などをフィリピンへ引き渡した。これら2件の移転は、17 (平成29) 年6月に施行された、不用装備品等の無償譲渡等を可能とする自衛隊法の規定を適用した事例である。(本項3参照) さらに、19 (平成31) 年1月には、防衛装備・技術協力に関する事務レベルの定期協議の枠組みを設置した。

タイとの間では、17 (平成29) 年11月、防衛装備品・技術移転協定の早期締結を含め今後の二



防衛当局間取決めに署名した深山装備庁長官 (当時) とエレファンテ・フィリピン国防次官 (18 (平成30) 年11月)

国間の防衛装備・技術協力を促進していくことで一致した。

ベトナムとの間では、16 (平成28) 年11月の日越防衛次官級協議において、「防衛装備・技術協力に関する定期協議の実施要領 (TOR)」^{Terms of Reference}に署名した。また、19 (令和元) 年5月の日越防衛相会談の際に、具体的な分野などを示した「防衛産業間協力の促進の方向性にかかる日ベトナム防衛当局間の覚書」に署名するとともに、同年7月の日越首脳ワーキングランチにおいて、防衛装備品・技術移転協定の正式交渉を開始することで一致した。

マレーシアとの間では、18 (平成30) 年4月、日馬防衛装備品・技術移転協定¹⁸の署名が行われた。

このような取組を通じて、人道支援・災害救援や海洋安全保障分野での協力を推進していく。

Q 参照 Ⅲ部3章1節2項3 (東南アジア (ASEAN) 諸国)

(4) 中東

17 (平成29) 年11月、国外運航訓練に従事中的空自C-2輸送機が、アラブ首長国連邦 (UAE) で開催された「ドバイ・エアショー2017」に参加するとともに、防衛装備庁が初めてC-2輸送機関連のブースを出展した。

アブドゥラー国王からの要請を受け、19 (令和元) 年8月、ヨルダン王立戦車博物館での展示用として、陸自の退役済み61式戦車1両をヨルダン側に引き渡した。また、アブドゥラー国王よりヨルダンで開発された装甲車を陸自に贈呈したいとの申し出があり、同月、受領した。

18 正式名称：防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

3 開発途上国装備協力規定の新設

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、わが国と安全保障・防衛上の協力・友好関係にある国が適切な能力を備え、安全保障環境の改善に向けて国際社会全体として協力して取り組む基盤を整えることが重要である。この点、経済規模や財政事情により独力では十分な装備品を調達することができない友好国の中には、以前から、不用となった自衛隊の装備品を活用したいとのニーズがあったものの、自衛隊の装備品を含む国の財産を他国に譲渡又は貸し付ける場合には、財政法第9条第1項の規定により、適正な対価を得なければならないこととされているため、無償又は時価よりも低い対価での譲渡は、法律に基づく

場合を除き認められていなかった。

こうした中、友好国のニーズに応じていくため、自衛隊で不用となった装備品を、開発途上地域の政府に対し無償又は時価よりも低い対価で譲渡できるよう、財政法第9条第1項¹⁹の特例規定を自衛隊法に新設し、17（平成29）年6月から施行されている。

なお、この規定により無償又は時価よりも低い対価で譲渡できるようになった場合においても、いかなる場合にいかなる政府に対して装備品の譲渡などを行うかについては、防衛装備移転三原則などを踏まえ、個別具体的に判断されることとなる。また、譲渡した装備品のわが国の事前の同意を得ない目的外使用や第三者移転を防ぐため、相手国政府との間では国際約束を締結する必要がある²⁰。

4 民間転用

防衛省では、防衛分野と民生分野で共通する技術基盤が多くある航空機については、民生分野の活性化に資する施策を講じることが、わが国の航空機の産業基盤の維持・活性化、ひいては防衛産業基盤の維持・強化につながるといった観点から、防衛省が開発した航空機の民間転用について検討を進めてきた。10（平成22）年8月には、民間転用の制度設計に向けた指針を取りまとめ、11（平成23）年には、民間転用を希望する企業の申請に関する制度を整備した。これまで、P-1哨戒機に

搭載されるF7-10エンジンやUS-2救難飛行艇の民間転用に向けた技術資料などについて、企業の申請を受けて開示してきた。16（平成28）年12月には、F7-10エンジンについて、防衛装備庁と製造会社である株式会社IHIとの間で、JAXAへの販売に向けた民間転用契約を初めて締結した。

航空機以外の装備品の民間転用については、今後の案件形成に向け、18（平成30）年8月に手続規則の整備を行った。

5 国際防衛装備品展示会への出展

防衛装備・技術協力を推進する観点から、防衛装備庁では、国際防衛装備品展示会への出展を実施し、わが国の防衛装備に関する施策や高い技術力を発信している。このような取組は、各国政府関係者などのわが国の装備政策や技術力に対する理解を深め、防衛装備・技術協力推進のための基盤の形成に寄与している。

18（平成30）年は、フランスのユーロサトリ、

米国のAUSAやインドネシアのINDO DEFENCEなどの国際防衛装備品展示会、ドイツの「ベルリン・エアショー2018」に出展し、防衛装備庁の施策、わが国が開発したP-1哨戒機や地雷探知器画像型、無人装備や新個人防護衣の研究試作品の展示などを通じた研究開発の成果、わが国の製造業が有する高い技術力について広く情報発信した。また、国内においては、同年11月に東京ビッグサ

¹⁹ 財政法（昭和22年法律第34号）第九条第一項

国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。

²⁰ 19（平成31）年4月現在、わが国は、防衛装備品・技術移転協定を、米国、英国、オーストラリア、インド、フィリピン、フランス、イタリア、ドイツ及びマレーシアと締結している。（参照 資料37 各種協定締結状況）

イトで開催された「国際航空宇宙展2018東京」に出展するとともに、欧米や東南アジア諸国など（13か国）の国防関係者を招待し、防衛装備・技術協力の推進を図った。

19（令和元）年6月には、フランスの「パリ・エアショー2019」に出展し、わが国が開発したP-1哨戒機及びC-2輸送機の展示を通じ、国産航空機に象徴されるわが国の高い技術力について広く情報発信した。また、国内においては、同年6月に幕張メッセで開催された「防衛装備技術国際会議／展示会MAST Asia 2019」に出展するとともに、欧州や東南アジア諸国などの国防関係者と意見交換し、防衛装備・技術協力の推進を図った。



インドネシアで開催された国際防衛装備品展示会（INDO DEFENCE）に出展した防衛装備庁のブース（18（平成30）年11月）

6 官民防衛産業フォーラム

官民一体で友好国との防衛装備・技術協力を促進することを目的として、「官民防衛産業フォーラム」を実施している。本フォーラムは、わが国と各国における防衛産業を取り巻く諸制度などについて参加企業に対し説明するほか、各企業による製品・技術のプレゼンテーションなどを行い、

関係者の理解を深め、今後の具体的な防衛装備・技術協力につなげるための取組として行っているものである。直近では、19（平成31）年1月にイタリアと、同年2月にインドとの間で同フォーラムを開催している。

7 装備品にかかる重要技術の流出防止

国際的な防衛装備・装備協力の推進にあたっては、装備品にかかる重要技術の流出を防ぐため、

①知的財産管理、②技術管理及び③情報保全の強化に取り組んでいく。

Q 参照 4節3項2(4)イ（重要技術の流出防止）